

新旧対照表

○建築計画概要書等閲覧規則

新	旧
(閲覧所の設置等) 第2条 (略) 2 前項第1号に掲げる閲覧所において閲覧に供する建築計画概要書等は、当該閲覧所を置く同号の土木事務所の建築主事(建築基準法(昭和25年法律第201号)第4条第7項の規定によって建築副主事を置いた場合にあつては、建築主事及び建築副主事)が神奈川県建築基準法施行細則(昭和37年神奈川県規則第97号)第1条の規定に基づき所管する建築物等の確認に係る当該建築計画概要書等とする。	(閲覧所の設置等) 第2条 (略) 2 前項第1号に掲げる閲覧所において閲覧に供する建築計画概要書等は、当該閲覧所を置く同号の土木事務所の建築主事が神奈川県建築基準法施行細則(昭和37年神奈川県規則第97号)第1条の規定に基づき所管する建築物等の確認に係る当該建築計画概要書等とする。